

霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島緑の村の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第230号）の一部を次のように改正する。

別表会議室の項中「170円」を「200円」に改め、同表ホールの中「190円」を「220円」に改め、同表テニスコートの項中「170円」を「250円」に改め、同表野外緑地広場の項中「210円」を「300円」に改め、同表に次の項を加える。

温泉	大人	1回につき310円
	小人	1回につき160円

別表備考に次のように加える。

- 5 バンガローに宿泊する場合、温泉の利用料金は宿泊料金に含む。また、温泉の利用については、施設利用者のみとする。
- 6 温泉の使用料については、小学生以下を小人とし、未就学児は無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島緑の村の使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。